

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成１９年度定期監査及び平成２０年度定期監査並びに平成２０年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について富津市長等から通知があったので公表する。

平成２２年９月６日

富津市監査委員 高 橋 聖

措置の内訳

○ 平成19年度 第1回及び第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
市民部 (管財契約課一括)	第1回 (1) 随意契約の適正化について 随意契約に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。	関係法令の趣旨を十分踏まえたうえで、随意契約の事由及び予定価格積算根拠について、適正な契約事務を推進するよう各担当者に周知徹底し、契約事務を実施した。
建設部	第2回 (1) 随意契約の適正化について 随意契約の運用に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。	随意契約の根拠について、関係法令に基づき適正な事務処理を行うよう価格の設定等徹底します。
管理課	(5) 各種団体に係る会計事務について 各種団体のうち、止むを得ない事情により市職員が、当該団体に係る会計事務に従事する場合にあっては、通帳と印鑑を別の職員が管理するなど、事故の未然防止のため、相互牽制の働く態勢に努められたい。	通帳と印鑑は、職員が別々に保管し、他団体の監査委員により監査を実施している。
健康福祉部 児童家庭課	第1回 (1) 随意契約の適正化について 随意契約に当たっては、関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全庁的に推進されたい。	関係法令を遵守した事務処理を徹底しました。
	(4) 保育料の徴収事務について 保育料の徴収事務に当たっては、当該歳入に係る徴収簿及び滞納繰越簿の整備をするほか関係法令等に基づいた事務処理に努められたい。	徴収簿及び滞納繰越簿を整備するとともに、関係法令を遵守した事務処理を徹底しました。

○ 平成20年度 第1回及び第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
市民部 市民課 (管財契約課一括)	第1回 (2) 随意契約事務の適正化について 随意契約事務の適正化については、一部改善が見られるものの未だ、随意契約の事由が記載されていないものや、その事由に適正を欠くもののほか、予定価格決定の積算根拠に不備な事例が見受けられるので、更なる適正化に努められたい。	関係法令の趣旨を十分踏まえたうえで、随意契約の事由及び予定価格積算根拠について、適正な契約事務を推進するよう各担当者に周知徹底し、契約事務を実施した。
	(3) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものであるが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	物品台帳により定期的に数量等を確認し、適正な管理を行います。
	(4) 指定管理者の業務内容について ふれあいシニア館、老人憩の家及び地区コミュニティセンターに係る利用許可申請の受付、許可及び利用料金の減免等に関する業務については、仕様書に基づいて行われるものであるが、これらの事務処理手続きについて指定管理者への指導に努められたい。	事務処理手続きについては、各指定管理者に仕様書に基づき運営するよう指導を行った。
健康福祉部 介護福祉課	第1回 (4) 指定管理者の業務内容について ふれあいシニア館、老人憩の家及び地区コミュニティセンターに係る利用許可申請の受付、許可及び利用料金の減免等に関する業務については、仕様書に基づいて行われるものであるが、これらの事務処理手続きについて指定管理者への指導に努められたい。	事務処理手続きについては、各指定管理者に仕様書に基づき運営するよう指導を行いました。

児童家庭課	(5) 税の修正又は更正に伴う保育料について 保育料については、市民税又は所得税の課税状況により、その額が決定されるものであるが、これらの税が修正又は更正された場合における保育料変更の有無の確認事務を検討されたい。	市民税の税情報と突合し、税の修正・更正に対応した保育料算定事務処理を行ってまいります。
	(6) 土曜日保育に係る費用負担について 飯野保育所と中央保育所で土曜日保育を試行的に実施しているが、現在これに要する保護者からの費用負担を求めているところである。 試行期間中あるいは子育て支援という視点も考えられるが、受益と負担の見地においては、均衡に欠けているので、費用負担の徴収について検討されたい。	平成22年度から保育料徴収規則を改正し、延長保育料を徴収しています。
建設部 建設課	第2回 (3) 住宅使用料の未納対策について 富津市営住宅設置及び管理に関する条例第12条第1項第1号で、入居決定者は、連帯保証人の連署する請書の提出が義務付けられている。 しかし、入居者の中には、連帯保証人が死亡又は転出した場合などにおける同条例施行規則第7条第2項の手続きが行われていないものがあり、連帯保証人制度を設けている主旨が活用されていないものとなっている。 受益者負担の原則と財源確保の観点から滞納者に対する徴収対策についての意識改革と積極的な滞納整理への取組みに努められたい。	収入申告時に入居者に対して保証人の変更等があるか確認してまいります。なお、保証人の生死等の確認にも努めてまいります。また、住宅使用料について積極的な収納の促進に努めてまいります。
選挙管理委員会	第1回 (2) 随意契約事務の適正化について 随意契約事務の適正化については、一部改善が見られるものの未だ、随意契約の事由が記載されていないものや、その事由に適正を欠くもののほか、予定価格決定の積算根拠に不備な事例が見受けられるので、更なる適正化に努められたい。	随意契約の執行に当たっては、「富津市随意契約ガイドライン」に基づき関係法令の主旨を十分に踏まえ適正な契約事務を実施します。
	(3) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳により、その管理の状況を明らかにしなければならないものであるが、一部において不備が見受けられるので、適正管理に努められたい。	物品台帳により数量等を確認し、適正な管理を行います。

○ 平成20年度財政援助団体等監査

対象部局	監査結果	措置状況
健康福祉部所管 介護福祉課	1 天羽老人憩の家の指定管理者について (1) 利用料金の額及び利用料金の減免については、富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例並びに天羽老人憩の家の管理に関する基本協定書の関係条文を確認のうえ、適正な運用を講じられたい。	利用料金の額及び利用料金の減免については、条例等を遵守し是正するよう指導いたします。
	(2) 天羽老人憩の家の会議室については、社会福祉協議会が富津市より、目的外使用の許可を得ずに、ボランティアコーディネーター（1人）及び介護サービス提供責任者（3人）の執務場所として専用しているが、その経緯について考察されたい。 なお、社会福祉協議会の天羽老人憩の家における事業の展開により、地域福祉の充実に期待するものであるが、一方で前記（1）を含め、関係条例や基本協定書等と齟齬の生じないよう留意されたい。	平成21年4月1日付けにて目的外使用許可申請書が提出されたので許可いたしました。（利用の期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日まで） 老人憩の家の使用については、条例や基本協定書を遵守するよう指導いたしました。

<p>社会福祉協議会</p>	<p>1 天羽老人憩の家の指定管理者について</p> <p>(1) 利用料金の額及び利用料金の減免については、富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例並びに天羽老人憩の家の管理に関する基本協定書の関係条文を確認のうえ、適正な運用を講じられたい。</p> <p>(2) 天羽老人憩の家の会議室については、社会福祉協議会が富津市より、目的外使用の許可を得ずに、ボランティアコーディネーター（1人）及び介護サービス提供責任者（3人）の執務場所として専用しているが、その経緯について考察されたい。</p> <p>なお、社会福祉協議会の天羽老人憩の家における事業の展開により、地域福祉の充実に期待するものであるが、一方で前記（1）を含め、関係条例や基本協定書等と齟齬の生じないよう留意されたい。</p> <p>(3) 基本協定書に基づく平成19年度事業報告書の施設利用者数と、予約受付簿の実利用者数に相違があるので留意されたい。</p> <p>(4) 平成20年度社会福祉協議会予算のうち、天羽老人憩の家の指定管理業務に係る予算額と、当該施設の指定申請に添付されている収支予算額に相違があるので整合するよう留意されたい。</p>	<p>利用料金の額及び利用料金の減免については、条例等を遵守し是正いたします。</p> <p>平成21年4月1日付けにて目的外使用許可申請書を提出し許可を受けました。(利用期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日まで)</p> <p>老人憩の家の使用については、条例や基本協定書を遵守してまいります。</p> <p>今後の事務処理につきましては、正確性を期してまいります。</p> <p>今後の事務処理につきましては、正確性を期してまいります。</p>
	<p>3 社会福祉協議会経理について</p> <p>(1) 固定資産管理台帳に富津市から社会福祉協議会に貸与されている車両(1台分)が登録されており、会計処理に適正を欠いているので、今後の事務執行に十分留意されたい。</p> <p>(2) 人件費、社会保険料等の複数の会計単位又は経理区分に共通する経費については、社会福祉法人会計基準の規定に則り、合理的基準に基づいて、各会計又は経理区分への配分を検討されたい。</p>	<p>平成20年12月10日に社会福祉協議会固定資産管理台帳から削除した。その後、市は平成21年11月10日付けで廃車処理しました。</p> <p>会計単位への配分については、唯一の特別会計である介護保険会計に人件費を負担する能力がなく、やむなく本会計で処理しています。なお、経理区分の配分については、検討の結果、社会保険料等の按分の事務が煩雑となり、メリットもないため、現状の経理とします。</p>
<p>社会福祉課</p>	<p>2 社会福祉協議会への補助金等について</p> <p>(1) 社会福祉協議会補助金のうち、人件費に係る事務局勤務の常勤職員(プロパー)5人と臨時職員2人のほか、市からの派遣職員1人(交付金で支出)について、事務量に応じた適正職員数であるか検証されたい。</p> <p>(2) 市と社会福祉協議会が補助金の使途について同一の認識を共有するために、補助金交付の目的、補助対象事業及び補助対象経費等を明確にした補助金交付要綱の制定を図られたい。</p> <p>(3) 補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、その算定の基礎となる内訳書及び積算資料などの添付を求め、交付額算出の明確化を図られたい。</p> <p>(4) 平成20年度の補助金に係る市の歳出予算額と社会福祉協議会の歳入予算額に相違があるので、相互に連絡を密にし、整合するよう留意されたい。</p>	<p>常勤職員については、適正であるものと判断いたしました。</p> <p>臨時職員については、平成21年度2名から1名にいたしました。</p> <p>また、市からの派遣職員は、社会福祉協議会が行政と市民のパイプ役を担っていることで派遣を続けてきましたが、今後は社会福祉協議会独自で地域の福祉増進に取り組むものと判断し、平成22年度から市職員の派遣を打ち切りました。</p> <p>地区社会福祉協議会運営費及び安心ネット活動費について、平成21年4月1日施行の地区社会福祉協議会補助金交付要綱を制定しました。</p> <p>平成21年度から、補助金交付決定、額の確定時に、社会福祉協議会費については人件費の内訳を、民生委員児童委員及び主任児童委員活動補助金については、その活動費の内訳を添付いたしました。</p> <p>平成22年度予算から整合を図りました。</p>